【借上物件専用】 D-スマイルIK 保証委託申込書

【1】お申込み必要書類

審査に必要な書類は、① D-スマイルIK保証委託申込書 ② 入居申込書 ③本人確認書類 必要書類に不足、不備がありますと 保証審査に時間が掛かりますので、お申込み前に確認ください。※必要書類の詳細に関しては大和リビング様へお問い合わせください。

【2】お申込みに関するご注意事項

ご本人様に電話確認します

家賃の保証審査のため、ご本人様に「ご本人様確認」のため、お電話をさせていただきます。 次の電話番号を受けられる様に設定をお願いします。

0120-311-850

また、弊社からのお電話の際に担当者の携帯よりご連絡する場合がございますのでご了承ください。

口座振替の登録について

ご契約時に、振替口座の登録を、WEB口座登録または口座振替依頼書のどちらかでご登 録をお願いします。手続き方法は、案内書をご参照ください。

ご登録がいただけない、もしくは期日までにご登録の確認がとれない場合は、コンビニエンスス トアでご利用いただける振込表はがきを郵送いたします。お振込手数料はお客様のご負担となり ます。

・WEB口座登録 : 毎月5日(翌月お家賃分より対応可)

・口座振替依頼書: 毎月15日原本到着。(翌々月お家賃分より対応可)

法人契約の場合はWEB口座登録をご利用いただけません。 口座振替依頼書にて原本のご提出をお願いします。

保証料について

- 1.保証料に関しては、初回家賃決済時に併せてご請求させていただきます。
- 例:11月15日入居の場合(11月分日割り・12月分賃料は前家賃として大和リビング様へお支払) →1月分賃料より口座振替開始
 - →保証料内訳:初回保証料35,000円+1月分賃料等×月額保証料1%+800円
 - →別途口座振替手数料99円(税込み)
- 2.フリーレント、賃料割引キャンペーン等により一時的に賃料を減額する期間の保証料は、 減額前の賃料に対し、保証料率を乗じた金額となります。
- 3.水光熱費などの変動費が請求金額に含まれる場合、請求総額に対し、保証料率を 乗じた金額となります。
- 4.退去月は、退去日にかかわらず保証料は満額でのご請求となります。

注意事項

- ・WEB口座登録はパソコンもしくはスマートフォンでご利用できます。
- ・口座振替のご登録はご契約者様ご本人の銀行口座をご登録ください。
- ・口座登録で不備等があった場合、コンビニエンスストアでご利用いただける振込表はがきを 郵送いたします。
- ・決済ができなかった場合、当社よりご連絡をいたします。

------【借上物件専用】D-スマイルIK保証委託申込書 -------

【お申込みにあたっての同意事項】

- ・申込者は、別紙「保証委託契約約款 | 及び「個人情報取扱いに関する約款 | に同意のうえ、保証委託契約を申込みます。
- ・また、「本申込書」「に記入した内容、及び別紙各取扱会社権の「入居申込書」をもにアイ・シンクレント株式会社が審査を行うことに同意いたします。 ・お申込み後、内容を確認させて頂く為、アイ・シンクレント株式会社より、申込者様、勤務先、緊急連絡先にご連絡させていただく場合がございます。
- ・「本申込書」に事実と異なる、あるいは虚偽の記載があった場合、申込は無効となり、また契約を解除されても何らの異議を申し立てません。
- ・前家賃、変動費も保証料の請求対象であり、決済が完了した保証料は保証会社から返金されないことに同意いたします。

アイ・シンクレント株式会社の家賃保証委託契約審査お申込みにあたり、下記重要事項および別紙約款をご確認ください。

賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書					
保証会社	アイ・シンクレント株式会社 家賃債務保証業者登録制度 国土交通大臣 (1) 第34号 2018年2月6日登録 141-0021 東京都品川区上大崎2-25-5 久米ビル6F 0800-91-90410 (月・火・木〜土 11:00〜17:00。祝日除く)				
保証期間	保証委託契約締結日から対象賃貸借貸契約の契約期間満了日				
保証の範囲	保証対象物件の対象賃貸借契約における賃料等、保証委託契約約款第4条記載の内容				
保証の限度額	月額賃料等の24か月分相当				
保証委託料	下記申込書による				
中途解約	決済完了した保証料については、途中解約の場合でも払い戻しいたしません。				
求償件の行使	お客様による賃料等のお支払いがない場合、 保証会社がお客様に代わり賃貸人へ立替払い (以下「代位弁済」という。) いたします。 保証会社は代位弁済により発生した求償権を、お客様へ行使いたします。				
事前求償	お客様の滞納等があった場合、保証委託契約に基づき保証会社には事前求償件が発生します。				

保証料をご確認ください。

初回保証料:35,000円 月額保証料:1%+800円 ※月額家賃等の合計金額に対して保証料を乗じた金額になります。 口座振替手数料99円(税込み)

- 2 ご記入をお願いします
 - ※ 別紙の「保証委託契約約款 」及び「個人情報取扱いに関する約款 を必ずご確認ください。
 - ※スマートフォンまたはパソコンのメールアドレスをご記入ください。

私は、別紙各取扱会社様の「入居申込書」に相違のないこと及び本申込書記載の同意事項、注意事項を承認のうえ、賃料等及び保証料について、アイ・シンクレント株式会社 より案内がされる、私が登録した口座振替により決済されることに同意し、D-スマイルIK保証委託契約を申込みます。

メールアドレス	@						
記入日(西暦)	4	年	月	B	本人署名欄*	フリガナ	

* 法人契約の場合は、会社名・代表者名を記入ください。

仲介会社名	管理会社名

0120-311-850 受付時間 平日·土 11:00~17:00 (水·日·祝·年末年始を除く) サービス提供 : アイ・シンクレント株式会社

個人情報取扱いに関する約款

賃借人(申込者、利用者を含みます。)及び賃借人のアイ・シンクレント株式会(以下「乙」といいます。)に対する求償債務を連帯して保証する者(連帯保証予定者を含みます。以下「契約者等」といいます。)は、「個人情報取扱いに関する約款」(以下「本約款」といいます。)の内容に同意の上、保証委託契約(施設利用料等一時金クレジットカード決済申込を含みます。以下「原契約」といいます。)を申込むものとします。

第1条 (個人情報の取得、保有、利用、預託)

契約者等は、原契約を申込むとき、賃貸人またはその代理人(以下「甲」といいます。)及び乙が以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」といいます。) についてしかるべき保護措置を講じた上で、取得・保有・利用・預託することに同意します。

- (1)甲及び乙の所定の申込書に記入及び申告した契約者等の氏名、性別、生年月日、年齢、住所、電話番号、国籍、勤務先名称、勤務先所在地、勤務先電話番号、勤続年数、役職、収入(源泉徴収票の徴求も含みます。)、資産、負債、世帯年収、家族構成、連帯保証人、緊急連絡先、同居者等、住居状況、電子メールアドレス、他の債務の返済状況等に関する「属性情報」(原契約締結後に甲及び乙が契約者等から通知を受ける等により知り得た変更情報を含みます。)
- (2)原契約の決済がクレジットカードによる場合、原契約に関する支払いのための「クレジットカード情報」及び月々のクレジットカード信用状況・支払状況・履歴等に関する「取引情報」
- (3)原契約の決済が口座振替による場合、原契約に関する支払いのための「銀行口座情報」及び月々の口座振替による支払状況・履歴等に関する「取引情報」
- (4)原契約に関する申込日、保証契約日、賃貸借申込物件詳細等の「契約情報」
- (5)原契約の締結内容及び後日の交渉内容等、「事後の証跡のために必要な報」

第2条(個人情報の利用目的)

- 1.甲は、以下の目的のために前条記載の個人情報を利用します。
- (1)原契約を締結するにあたり行う家賃支払能力の調査及び結果の通知をするため
- (2)毎月、賃料等・保証料等に関する収納委託を行うため
- (3)毎月、賃料等・保証料等に関する収納予告及びその結果の通知をするため(4)原契約の管理等を行うため
- 2.乙は、以下の目的のために前条記載の個人情報を利用します。
- (1)原契約を締結するにあたり行う家賃支払能力の調査及び結果の通知をするため
- (2)毎月、賃料等・保証料等に関する収納業務を行うため
- 、, (3)毎月、賃料等・保証料等に関する収納予告及びその結果の通知をするため
- (4)毎月、賃料等・保証料等に関する回収状況をシステム上で管理するため
- (5)原契約の管理等を行うため
- (6)原契約に基づく、事前求償権及び事後求償権の行使のため
- (7)新商品及び新サービス情報のお知らせを行うため
- (8)マーケティング及び統計分析を行うため
- (9) 乙が、乙の親会社・子会社・グループ企業・提携先企業から委託を受けて、当該企業のサービス案内の送付を行うため

第3条(センシティブ情報)

契約者等は、原契約を締結する当事者が契約者等本人であることを確認するため 運転免許証・パスポート・住民票等の個人を証明する書類を提出することに同意します。 (原契約締結後の住所確認のためのものも含みます。)

第4条(第三者への提供)

- 1.乙は、収集した個人情報を以下の場合を除くほか、予め本人の同意を得ないで、 第三者に提供することはありません。
- (1)法令に基づく場合
- (2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- (3)国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- 2.契約者等は、乙が、第2条記載の利用目的達成のために、第三者に 申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃貸人、管理会社、仲介会社、緊急連絡先、もしくは同居人等の申込者の関係者、又は、その他然るべき第三者に提供すること。
- (1)その他、申込者等が第三者に不利益を及ぼすと甲または乙が判断した場合に 当該第三者に対して提供すること。

第5条(委託)

甲及び乙は、第2条に定める利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合があります。その場合、甲及び乙は、個人情報が安全に管理されるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

第6条(個人情報の保護対策)

- 1.甲及び乙は、個人情報の保護のため、従業員に対し定期的に教育を行い、個人情報の取扱いを厳重に管理します。
- 2.甲及び乙の保有するデータベースシステムについても、アクセス制限・管理を行うなど必要なセキュリティー対策を講じます。
- 3.契約者等の同意に基づき、個人情報を第三者に提供する場合には、個人情報の漏洩等がないよう、必要かつ適切な監督を行います。

第7条(個人情報の開示等)

契約者等は、甲、乙並びに第4条に定める第三者に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示等するよう請求することができます。

(1)甲及び乙に開示等を求める場合には、第9記載の窓口にご連絡下さい。開示 請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細について お答えします。

第8条(本約款に不同意の場合)

甲及び乙は、契約者等が原契約の必要な記載事項の記載を希望しない及び本約款の内容の全部又は一部を承認できない場合、原契約の締結をお断りすることがあります。

第9条(個人情報の取扱いに関するお問い合わせ窓口)

契約者等の個人情報の利用目的の開示等に関するお問い合わせ、その他ご意見の申し出に関しましては、下記連絡先までお問い合わせ願います。

アイ・シンクレント株式会社 プライバシーマーク事務局

〒141-0021 東京都品川区上大崎2-25-5 久米ビル6F 連絡先 0800-91-90410

第10条(個人情報取り扱いに関する責任者)

乙の個人情報取り扱いに関する責任者は、経営管理部長とします。

第11条(原契約が不成立の場合)

原契約が不成立の場合であっても、申込みをした事実は、第1条に基づき、当該契約に不成立の理由の如何に問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第12条(条項の変更)

本約款は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。賃人 (申込者、利用者を含みます。) 及び賃借人のアイ・シンクレント株式会社 (以下 「乙」といいます。) に対する求償債務を連帯して保証する者 (連帯保証予定者を 含みます。以下「契約者等」といいます。) は、「個人情報取扱いに関する約款」 (以下「本約款」といいます。) の内容に同意の上、保証委託契約 (施設利用料等一時金クレジットカード決済申込を含みます。以下「原契約」といいます。) を申込むもの とします。

保証委託契約 約款

- 〈保証料についての注意事項〉

 保証料は保証委託契約開始日を含む月に初回保証料が発生し、以降は月割計算され請求されます。
 保証料は保証委託契約開始月から、保証委託契約開始日まで月割計算され日割計算とませか。
 月額保証料の初回請求は、決済準備が完了するまでの保証委託開始分も併せて請求されます。
 決済第二八ヶ保証料については、途中解約の場合でも一切払い関しいなしませか。
 対象質貨備契約において、プリーレントまたは質料減額等の適用があった場合であっても、保証料は適用前の賃料等を基に計算されます。

(以下「借主」という)、保証会社(以下「アイ・シンクレント」という)は、賃貸人(以下「家主」という)と借主との間で締結された賃貸借契約(以下「対象賃貸借契約)という)につき、次の通り保証委託契約(以下「本契約)という)を締結します。
1集(委託内容)
借主は、対象賃貸借契約に基づいて借主が賃貸人に対して負担する賃料等の支払債務につき、アイ・シンクレントが借主に連帯して保証することをアイ・シンクレントと委託し、アイ・シンクレントはこれを受託します。
(借主は、前項の実行に付帯する賃料等の支払い手続き業務につき、アイ・シンクレントはこれを受託します。

第2条(保証委託契約の成立)

- ▲架(床証安託大売の成立/ 本契約は、次の各号すべてを条件に成立します。
- (1) 借主が保証委託契約書(以下「本契約書」という)の所定事項に正しく記載し、申込意思を表示すること。 (2) アイ・シンクレントが賃貸不動産管理会社(以下「管理会社」という)に対し保証審査決定通知書を送付し、保証を承認すること。
- (2) アイ・シンアレントが賃貸不動産管理会社(以下「管理会社」というに対し原駐請審査決定通知審を送付し、保証を承認すること。
 (3) 保証審査法集通も重に記載された承認番号(2日)の余認番号が本契約書に適切に表記されること(承認番号の無記入・不一致・不適切な記載などがあった場合は、実約は成立しない)。
 (4) 本契約書に表記された保証料につき、借まによる初回の支払いが適切に完了すること。
 前項を条件に、本契約は対象賃貸契約の契約開助自に遡って成立したものとみなします。
 第3条(有効期間)。
 1、本契約の有効期間は、対象賃貸借貸契約の契約期間と同一期間とします。
 2、対象賃貸借契約の契約期間内であっても、次の各号の一つ以上に該当する事由が生じた場合は、本契約は当該事由が生じた日に終了します。
 (1) 対象賃貸借契約の契約期間内であっても、次の各号の一つ以上に該当する事由が生じた場合は、本契約は当該事由が生じた日に終了します。
 (1) 対象賃貸借契約の契約期間

- (1) 対象質賞借契約の解除または解約。(2) 対象質賞借契約の目的物件(以下、「対象物件」という)の変更、または対象物件の用途の変更など、対象賃貸借契約の内容に重大な変更があった。
- 対象賃貸借契約が更新された場合でも、本契約は自動的に更新されません。

- 月分相当額または100万円を限度とし、いずれか高い金額とします
- (5) 賃貸借契約更新料(ただし、賃料等の1ヶ月以内であり、かつ、借主が対象賃貸借契約の更新料条項を明確に理解して承諾しているとアイ・シンクレ ントが認めた場合に限る)。
- ントが認めた場合に限る)。
 (6) 定期接触質質性契約以下下原定期借客契約という)の契約期間満了後、新たに契約当事者間において再度定期接物質質性契約以下下新定期借家契約という)を締結する場合に、原定期借家契約に係る契約書その他の書面において、新定期借家契約を締結するに際し、借主が家主に対して資料とは別に一定の金貨(以下「再契約手段料という)を支払うべき条項が設けられており、同条項に基づいて借主が支払うべき再契約手数料(たた)資料等の17月以内に認う。
 (7) 対象質質借契約終了カトの対象物件明度よその間の質料相当使用損害金。
 (8) 早期解約による違約金等(たた)、対象質質性契約において第4条、項(1)号の合計総額(消費稅込)の2ヶ月分相当額までは保証対象とする)
 2 未契約に対するアイ・シンウレントの保証限度額は、前項(1)の総額(消費稅込)の24ヶ月分の金額を上限として、前項(1)から(7)の各号に記載する保証対象の総額(消費稅込)した。

- 証対象の総額(消費税込)とします。 前2項に加え、下記の実費を本契約によって保証される債務とします。
- 3. 前2項に加え、下記の実費を本契約によって保証される債務とします。
 (1) 対象物件の時速しに関する債券を出取得に必要を費用、件能性主費用を含む)として、支出前にアイ・シンクレントが書面または電子メールなどで承認した費用(ただし、アイ・シンクレントの指定弁護士を使用する場合、書面または電子メールなどの承認は不要)。
 4. 第1項の例外として、次の(1)号表たは(2)号のいずれかに該当し、その結果の号に該当することになった借主に関しては、アイ・シンクレントの要請に基づ言家主念はび管理会社が第一条とでは、日本のに対しては、日本のでは、日

- (1) 第1項の各号の債務に関する利息、遅延損害金その他従たる債務等。
- (2) 解約予告通知義務違反の場合において借主が負担すべき違約金等。 (3) 本契約書に基づく支払手続による初回の賃料等支払期日より前に発生する賃料等。
- (4) 本契約終了後、アイ・シンプレントに保証委託していた借主および居住者が管理物件賃貸借契約に基づき居住を継続した場合に、最終的に当該借主および居住者が退去する際の原状回復費用。

- た場合。 (5) 家主が死亡または事理を弁臓する能力を欠くまたは不十分となったにも関わらず、相続人、保佐人、補助人、代理人等の選任手続きを行わない場
- ロ。 (6) 売買による賃貸人が変更する場合は保証終了します。

- (6) 売買による質貨人が変更する場合は保証終了します。 **第6条**(保証料およびその支払い方法) 1. 僧主は、第1条第1項に定めの保証委託の対価として、アイ・シンクレントに対し、本契約書に記載された保証料を支払います。 2. 僧主による保証料の支払いは、保証の対象月となる質料等の支払いと同日に、事前に指定した決済方法にて行われます。 3. クレジットカード利用の場合は、利用明細に記載される借主のフレジットカード利用日は、質料等が発生する対象月の前月の26日とします。 4. 前2項の例外として、人居時において初月および2ヶ月目の質料等が現金支払い等により保証料とは別に前払いされる場合、借生による第1回目の 保証料支払いは入居2ヶ月目に決済が行われます。その場合、保証料の支払金額は入居月(日割払いは行わない)、2ヶ月目、3ヶ月目の合計3ケ 月分とします。また同時に入居3ヶ月目の賃料等も決済されます。 ガラスをは異なる支払方法および支払時期にて賃料等と保証料の支払いが行われる場合に、アイ・シンクレントは借主に対し、事前に書面または電子
- メールなどにより告知します。 アイ・シンクレントが、保証料の支払いにつき、前2項で指定した決済以外の方法を指示した場合に、借主はその指示に従います

6. アイ・シンリントが、保証料の支払いにつき、前立項で指定した決済以外の方法を指示した場合に、借主はその指示に従います。
・対象質値程契約の更明時に貢料等および保証料の双方または一方が変更されるなど、貢料等と保証料を同日に決済することが困難となる場合も本条の定約に準します。
第7条(変更の届け出)
本実終の維轄後、借主がアイ・シンクレントに対して別途提出している「保証委託申込書」および本契約書の表記の内容に変更が生じた時は、借主 (第7キ・シンカレントに対し、途やかにその変更内容を書面または電子メールなどにて告知致します。
第8条(質料等の支払い、などを経復債務の履行)
1. 借主は、貢料等の支払いにつき、第6条(定状・アイ・シンクレントの指定する支払方法により貢料等を支払います。
2. カレジットカードによる貢料等の支払いであるよいの場合、次の各号に定める契約に基づき、貢料等の支払いはクレジットカード会社等が賃料等をアイ・シンクレントの指図する会社、または管理会社に立動社いする方法により支払われます。

- (1) アイ・シンクレントと管理会社との間における取引基本契約。

- (1) ア・シンリントと管理会社との間における歌引基本契約。
 (2) ワレジットカード会社等と管理会社との間における歌型展契約(以下「加盟展契約にいう)。
 2) 対象資産借契約の定めにかからず、前項によりカンジットカード会社およびその他の決済代行会社等(以下「決済代行会社等」という)が借主から対象質質情要契約に係ら資料等を借主の指定口座から口座振替率の手段で回収したさは、その回収の時点で、借主から家主に対し対象質質情要制の質料等が支払われたも少みなします。
 4. カレジットカードにより資料等所交払が知る場合において、当該の決済代行会社等から売上取消がなされたさは、アイ・シンリントは、決済代行会社等から砂金を受け、おけいた場合、アイ・シンリントは保証債務を履行したものとみなします。
 4. 決済代行会社等が出る対ならいたできなからで場合、アイ・シンリントは保証債務を履行したものとみなします。
 2. 決済代行会社等が借主指定の預金口座から質料等に係るリンジットカード決済金額の口座振替を回収することができなかった場合、対象質質情契約に採売する場合であれたりを含めなします。
 6. 対象質質情契約の定めにかかわらず、決済代行会社がコンビ、収納等により借主から対象質質情契約に係る資料等を回収したとは、その回収の時点で、信生から業と同じて資料等が支払われる場合において、借主が誘求金額を支払わなかったとき、アイ・シンリントが借生に任めて当該請求に係る未納報を管理会社を対応するまして数41のよります。
 7. コンビー収納等により資料等が支払われる場合において、他主が誘求金額を支払わなかったとき、アイ・シンリントが借生に代わって当該請求に係る未約額を管理会社を対応するまして数41のよります。

- 未納額を管理会社または家主に支払います。アイ・シンクレントが管理会社または家主に立替払いした場合、アイ・シンクレントは保証債務を履行した

- ものとみなします。 他主は、前・項で指定した決済方法により責料等が支払われる場合、借主は第1条第2項に定める委託業務の対価としてアイ・シンクレントが別途 定める手数株ちアイ・シンクレントに対して支払します。 借主が対象責責債契約に基づき負担する債務につき、履行の全部または一部を選滞した場合(本条5項により履行選滞または債務不履行とみなさ れた場合を含む、アイ・シンクレントは借主に事前の通知をすることなく、家主に対して保証債務の履行をすることができます。 アイ・シンクレントは、本条に基づき保証債務の履行を行うべき場合であっても、借主の対象責責債契約に係る債務不履行の状況、および借主の信 用状態を終合的に判断し、借主において約定に従った債務の履行をわかまじ程行を認かが扱いたいとや理的に判断される場合、管理会社または 家主に通知のうえ、本条に定める立替払いもしくは保証債務の履行を一定期間停止することができます。

- 第9条、球債権の行使、来宿金の支払い 1. アイ・シンカレントが借主に代わって保証債務を履行したときは、アイ・シンカレントは借主に対する求債権を行使し、借主はアイ・シンカレントに対する求 債金として以下に定める額を占に支払います。 (1) アイ・シンカレントが実上が引く履行した保証債務額。
- (1) アイ・ソンソレントが借主に代わって保証債券を履行したときは、借主は以下の費用を負担します。 (1) アイ・シンウレントが保証履行に要する事務手数料(保証履行・回につき2000円及び別途消費税等)。 (2) 借主がアイ・シンウレントに金員を支払う場合、その支払に要する振込手数料やコンピニ収納手数料等。

- 3. 借主が対象賃貸借契約に基づき家主に対して負担する債務を履行しないことにつき正当な事由がある場合には、借主はアイ・シンクレントに対し、賃料等支払日の前日までにその事由を連絡します。4. 借主は、前項の連絡を怠った場合、前項の事由の存在を理由にアイ・シンクレントの求償請求を拒むことはできません。

第10条(事前求償)

- 借主が次の各号の-つ以上に該当するときは、アイ・シンクレントは保証債務の履行前であっても借主に対して事前に求償権を行使することができます。
- (1) 対象賃貸借契約に係る賃料等の債務の支払いを一回でも遅滞したとき、またはその他の理由で対象賃貸借契約に違反したとき。(2) 対象賃貸借契約が解除・解約されたとき。

- (2) 対象質質情異約が解除・解的されたとき。
 (3) 差細え、破棄物え、便の分の申し立てを受けたとき。
 (4) 滞除物分を受けたとき。
 (5) 破産手続き開始、民事再生手続き開始の申し立てを受けたとき、またはそれらの申し立手続きが開始されたとき。
 (6) 首心服り出した手形、小切手が不識りになったとき。
 (7) アイ・シンプレントに対し虚偽の申し出きし、または虚偽の書類を提出したとき。
 (3) 本実約害の配載事項につき更の届出生きるなど、借主の貢約に帰すべき事由によってアイ・シンプレントに損害をおよぼす事態に至ったとき。
 (9) 借ままたは入居者が逃亡、失路または刑事上の訴追を受けたとき。
 (10)諸熱の事情を総合的に割削した全理的な判断により、借またが、対象質質情契約を継続する意思が認められないとき。
 (11)指生が指定するプレンプ・ドク・アの利用が停止されたとき、もしくは借主の信用状態が悪化したとき。
 (12)その他様と大林を契約に違言し、たち

- 、、、、、、いかにロエル・チスキュル連及いことで。 2. 前項によりアイ・シンカレントが借主に対し求債権を行使する場合、借主はアイ・シンクレントに対し、民法第461条(主債務者の免責請求)に基づく抗 ・ 并権を予め放棄します。
- ディを下めの栄します。 第11章(宋の金譜末) 1. 本契約に基づくアイ・シンクレントから借主または人居者に対する通知につき、アイ・シンクレントは本契約書に記載される借主の宛先に、内容証明郵 便その他の書面の送達、書面の直接交付または電子メールの方法によりこれを行います。この通知は、保証債務を履行した後の求債権の行使の場 合、または事前求債権を行使する場合を含めますが、それらの場合に規定されません。 2. 前項の通知等は、持参された場合には借主に届けられたときに、内容証明郵便その他の書面の送達による場合には借主に届けられた日に、電子メールの場合には発信日に、それぞれ到達したものとみるします。

第12条(短子等項) 第12条(短子等項) 1. 借主および入居者は、対象質貨借契約の各条項を誘案に遵守します。 2. 対象質貨借契約が解除、解約、または期間満了により終了した場合、借主および入居者は家主に対し、すみやかに対象物件を明液します。その場

第13条(緊急連絡先)

借主と連絡を取ることが不可能な場合。 または借主の所在が不明であるとアイ・シンクレントが判断した場合。 アイ・シンクレントは入民申込書に記載さ 国工工生命になることが、1つからの場合し、かにからエンバルル・サッドののと、インシンドインドロットは、大きなに乗ると、ただりに来生または管理会社に対し、その旨を報告します。

- 社に対し、その旨を報告します。
 第14条(連帯保証人)
 1. 連帯保証人は、アイ・シンクレントに対し、本契約に基づいて借主がアイ・シンクレントに対して負担する債務を極度額の範囲で連帯保証します。
 2. 連帯保証人は、アイ・シンクレントの裁量により、他の物的担保もしくは保証が変更または解除されても異議を申し立てません。
 3. 連帯保証人は、アイ・シンクレントの裁量により、他の物的担保もしくは保証が変更または解除されても異議を申し立てません。
 3. 連帯保証人は、アイ・シンクレントの裁量により、他の物的担保もしくは保証が変更または解除されても異議を申し立てません。
 第15条(借主の債務不履行、家主による対象賃貸借契約の解除)
 1. 次の(1)号または(2)号のいずれかに該当る場合、未履行の金額を対象に、家主に入する賃料等の支払いでこき、借主の不履行があるものとみなします。また、次の(1)号または(2)号のいずれかに該当もし、その結果(2)号に該当することになった場合、家主は借主に何等の催告をすることなく対象賃貸借契約を解除することに、借主は異議を申し立てません。
 (1) 借主が賃料等に係る決済代行会社等に係る、資料等に係るが、保証限行)をした後に、借主がアイ・シンクレントが管理会社もしくは家主に立替払い(保証服行)をした後に、借主がアイ・シンクレントが管理会社もしくは家主に立替払い(保証服行)をした後に、借主がアイ・シンクレントによる宣替分の支払いを履行しない場合。
 (3) 決済代行会社等とアイ・シンクレントによる宣料等の立替分の合計金額が、借主による支払いが履行されないまま賃料等の3ケ月分以上になった場合。

- 第16条(譲渡担保)

- 第17条(対象賃貸借契約の変更) 対象賃貸借契約の変更がある場合、アイ・シンクレントの書面または電子メールなどによる承諾を要するものとし、アイ・シンクレントに無断で変更された。

部分について、アイ・シンクレントは一切保証責任を負いません。 第18条(契約の更新)

- 第19条(契約の更新)

 1. 家主または借主により、本契約の保証期間満了日から1ヶ月以上前までに、書面または電子メールなどをもってアイ・シンクレント宛に本契約を継続しない旨の申し出がない場合、借主からアイ・シンクレントに対して本契約の更新につき申し出がなされたものとみなします。

 2. アイ・シンクレントは、借主から不契約更新の申し出があった場合、アイ・シンクレント所定の審査を再度行い、その結果を対象賃貸借契約の更新日までに家主に通知します。

 3. 借主は、アイ・シンクレントの承諾により本契約を更新する場合、アイ・シンクレントに対し第6条に定める方法により更新後の保証料を支払います。その場合、対象賃貸借契約の更新日が属する月に係る保証料の支払いが適切に完了した時点で、本契約は対象賃貸借契約の更新日に遡及して更なわれます。

新されます。 第19条(借主が法人の場合の特約事項)

- 第14案(電土が太人の場合の行利争項) 借主が法人であり、かつ当該法人の代表者個人(以下「代表者個人」という)のクレジットカードを決済に利用するクレジットカードとして登録した場合、 借主及びアイ・シンクレントは以下について承諾します。 (1) 借主が負担すべき対象賃貸借契約の賃料等の支払いにつき、アイ・シンクレントが代表者個人のクレジットカード決済にて手続を行うこと。

- (1) 借土が負担すべき対象賃貸借契約の賃料等の支払いにつき、アイ・シンカレントが代表者個人のワレジットカード決済にて手続を行うた。
 (2) 前号にもかかわらず、対象賃貸借契約に基づき発生する賃料等の支払債務は借土が負うことに変更はないこと。
 (3) 本契約に力ける借土に関する規定は、当然すべて借土に対して適用されること。
 (4) 代表者個人が借土の債券を弁済したこと等により求債権性(代位する債権他弁済を行ったことにより取得する一切の権利を含む)を取得した場合には、借土は、代表者個人にアイ・シンカレントに対する求債権を放棄させること。
 第20条(追加担保の提供) 借土は、アイ・シンカレントが必要と認めたときは、アイ・シンカレントが認める追加担保を差し入れます。
 第21条(協議事項) 信果を持ていて粉誦が発生したときは、家主またはその代理人である管理会社と協議し解決します。この場合、借土は、この粉誦の内容を運搬なく書面されば電チメールなとでアイ・シンカレントに連絡します。
 (借土は、対象賃貸借契約について粉誦が発生したことを理由として賃料等の支払を行わなかった場合に、アイ・シンカレントに対する前項の連絡を怠り、そのためにアイ・シンカレントにおいてのお誦の事実を担由とアイ・シンカレントに対して負担する本債債務の履行を組合としてけるさせたり、
- 担する求償債務の履行を拒むことはできません 第22条(委託)
- 第22条(委託)
 アイ・シンクレントは、保証履行や求債権の行使または本契約に定める業務の一部を、アイ・シンクレントが任意に選定する第三者に委託することができ、 借主はこれに同意します。
 第23条(個人情報保護)
 家主および得人情報保護)
 家主および個人情報の扱いに関する約款を通守します。
 第24条(消費税等)
 借主および個人情報取扱いに関する約款を通守します。
 第24条(消費税等)
 借主およびアイ・シンクレントは、消費税および地方税その他の法律の制定および改定等があった場合はその定めに従い、本契約も当然に必要な変更を行うのとします。
 第25条(本数100年)
 第25条(本数100年)
 第25条(本数100年)
 第25条(本数100年)
 第25条(本数100年)

第26条(管轄裁判所)

第**25条**(本約款の条項変更) ○東(本利泉の宋頃変更) 本約款記載の各条項に変更ある場合には、アイ・シンクレントのHP上に記載し、告知するものとします。

AUM、IE 非双+III/) 本の表示に表示します。 まから表明的を管轄裁判所にはする まな方表明的を管轄裁判所にはする。

2012年11月13日 制定 2014年8月1日 改訂 2018年12月1日 改訂 2019年1月1日 改訂 2019年6月1日 改訂

2019年9月1日 2020年4月1日 改訂 改訂 2020年9月1日 改訂

2022年10月1日 改訂

2021年4月9日